

(様式 1－3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 6 年 7 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	48	事業名	移住者向け公営住宅整備事業	事業番号	(7)-49-12
交付団体	川俣町		事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）	
総交付対象事業費	(62,308) 99,499 千円		全体事業費	(62,308) 99,499 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 7 年が経過したが、帰還率は 52.6%（令和 6 年 7 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するためには、子育て、教育、医療等の住みやすさや、原子力災害の影響により少子高齢化が進展している現状など、町の魅力・課題を町外に発信し、認知度向上を図ったうえで、「雇用」と「住まい」を確保する必要がある。 少子高齢化を解消し、町が持続的に発展していくためには、若者層・子育て層の増加が重要であるが、若者層・子育て層は収入が低く、民間住宅の家賃は大きな負担となっており、比較的低廉な住宅、「公営住宅」は、若者層・子育て層の移住者の「住まい」の確保にとってはインセンティブとなりうる。まずは、移住者に向けた適切な住環境を整備し、移住に係る重要な要素である「住まい」に対する不安を払拭することで、より一層の移住促進につなげる。 現在、町には、移住者も入居することができる公営住宅（壁沢住宅 2 号棟）があるものの、入居希望者のニーズとマッチしておらず、また、エレベーターも設置されていないため、高層階の空室（約 6 割、低層階は 4 室のみ空室。）が多い。 また、町は移住施策の一環として工業団地や廃校を利活用した企業誘致を進めており、本町へ進出予定の企業が複数あり、今後、町内外からの雇用も多数見込まれるとともに、移住希望者から住まいの相談を受けることが見込まれる。 このことから、これまで整備した移住者向け公営住宅の戸数では不十分であり、整備拡大の必要がある。 入居者のニーズに合わせ、若者層・子育て層から選ばれる住宅として改修することにより、移住者獲得の促進を目指す。さらに今回、改修計画を早めた背景には、通常想定していた相談者・希望者数を上回る外的要因があり（企業進出に伴う移住者急増の可能性）、そうした機会を逸することなく先々に備えるために、早急に住宅環境を整備する必要があると判断した。					
(中期戦略 5 (1) ⑦共通施策 移住者向け賃貸住宅の確保)					

当面の事業概要 <令和6年度（第1回）> 移住者向け公営住宅の整備 既存の移住者向け公営住宅（壁沢住宅2号棟）のうち4室について、若者層・子育て層のニーズにマッチした改修を行う。 <令和6年度（第3回）> 移住者向け公営住宅の整備 事業概要で示した外的要因に備えるため、当初の計画を前倒しし、さらに4室を改修する。
地域の帰還・移住等環境整備との関係 山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。
関連する事業の概要 特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	